

令和2年9月18日

千葉県報第13566号 別冊

令和2年度第2回

# 監 査 結 果

千葉県監査委員



令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間に実施した  
監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定  
により、次のとおり提出する。

令和2年9月16日

千葉県監査委員 中 島 輝 夫

千葉県監査委員 川 口 明 浩

千葉県監査委員 林 幹 人

千葉県監査委員 山 本 義 一

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示  
第1号）に準拠したものである。



# 目 次

## 第1 監 査 の 概 要

- 1 定 期 監 査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 監 査 等 の 種 類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (3) 監 査 の 対 象 等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2 定期監査の結果

- 1 普 通 会 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・ 3
    - ア 総 務 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - イ 総 合 企 画 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - ウ 防 災 危 機 管 理 部・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - エ 健 康 福 祉 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
    - オ 環 境 生 活 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
    - カ 商 工 労 働 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
    - キ 農 林 水 産 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
    - ク 県 土 整 備 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
    - ケ 教 育 庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
    - コ 警 察 本 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
    - サ 総 務 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
    - シ 健 康 福 祉 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・ 6
    - ス 商 工 労 働 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・ 6
    - セ 農 林 水 産 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・ 6
    - ソ 県 土 整 備 部 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・ 7
    - タ 教 育 委 員 会 教 育 機 関・・・・・・・・・・・・ 7
  - (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 公 営 企 業 会 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・ 10
    - ア 企 業 局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
    - イ 企 業 局 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・ 11
    - ウ 病 院 局 出 先 機 関・・・・・・・・・・・・ 11
  - (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 第3 令和元年度会計監査の結果について・・・・・・・・ 13



## 第1 監査の概要

### 1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

ア 適正な財務事務の執行について

(ア) 収入未済について

a 普通会計

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

b 公営企業会計

水道料金や診療報酬（患者負担分）などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているかを確認する。また、破産更生債権等についても同様に確認する。

(イ) 契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(ロ) 公共事業・工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(ハ) 財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

イ 内部統制について

不適正経理問題の教訓や職員倫理条例の施行、多発する事務ミス状況を踏まえ、以下の取組などにより経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理などの徹底
- ・「業務リスク点検」の実施

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲 令和元年度会計に係る執行分

イ 実施した期間 令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

ウ 監査実施機関数 普通会計 162機関（うち本庁108機関 出先機関等54機関）

公営企業会計 23機関（うち本庁13機関 出先機関10機関）

計 185機関

## 第2 定期監査の結果

### 1 普通会計

監査を実施した162機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…31機関)

#### (1) 指摘等結果の概要

##### ア 指摘事項 (4件)

- ・ 給与システムのプログラムミスによる源泉所得税の過少について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 自動車税の減免手続の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 収入事務の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

##### イ 注意事項 (30件)

- ・ 収入未済の解消を求めたもの・・ 15件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件
- ・ 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件
- ・ 委託の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- ・ 個人情報に記載された書類の紛失について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 児童扶養手当に係る控除の適用誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

##### ウ 指導事項 (80件)

- ・ 支出負担行為の時期に係るもの・・ 27件
- ・ 収入未済に係るもの・・ 16件
- ・ 調定の時期に係るもの・・ 10件
- ・ 支出事務に係るもの・・ 8件
- ・ 財産の管理に係るもの・・ 8件
- ・ 収入事務に係るもの・・ 4件
- ・ 物品の管理に係るもの・・ 2件
- ・ 工事の施工管理に係るもの・・ 2件
- ・ 契約事務に係るもの・・ 1件
- ・ 入試事務に係るもの・・ 1件
- ・ 工事の積算に係るもの・・ 1件

#### 【参考】 監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合</li> <li>・ 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合</li> <li>・ 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合</li> <li>・ 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合</li> <li>・ 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合</li> </ul>
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合</li> <li>・ 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合</li> </ul>



(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 総務部

監査対象機関	指摘事項等
政策法務課	<b>注意事項</b> 雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600円の収入未済について、多額であることから、解消に努めること。
情報システム課	<b>指摘事項</b> 給与システムの給与所得累計プログラムのミスにより、所得税の納付額を誤っていた事例（4,898件、計4,578,100円の過少）があり、当該誤りに伴う不納付加算税（255,500円）及び延滞税（79,500円）の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

イ 総合企画部

監査対象機関	指摘事項等
統計課	<b>注意事項</b> 「2020年農林業センサス」に係る個人情報に記載された客体候補一覧表を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

ウ 防災危機管理部

監査対象機関	指摘事項等
産業保安課	<b>注意事項</b> 高圧ガス関係免状交付事務委託について、消費税率の取扱いに適正を欠いた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

エ 健康福祉部

監査対象機関	指摘事項等
健康福祉指導課	<b>注意事項</b> 委託料等の執行について、支払時期の遅延が 132 件（4,212,591 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
児童家庭課	<b>注意事項</b> ① 雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）18,291,870 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。 ② 特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）284,522,080 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
障害者福祉推進課	<b>注意事項</b> 雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
医療整備課	<b>注意事項</b> 貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）63,332,466 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

オ 環境生活部

監査対象機関	指摘事項等
廃棄物指導課	<b>注意事項</b> 雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,043,212,990 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
県民生活・文化課	<b>注意事項</b> 委託契約について、履行期限の延長に係る契約手続を行わなかったのみならず、一旦なした支出負担行為を取り消すなどした事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

カ 商工労働部

監査対象機関	指摘事項等
経済政策課	<b>注意事項</b> 雑入（補助金返還金）23,704,914 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
経営支援課	<b>注意事項</b> 特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）24,243,860 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

キ 農林水産部

監査対象機関	指摘事項等
安全農業推進課	<b>注意事項</b> 雑入（補助金返還金）16,265,000 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

ク 県土整備部  
<都市整備局>

監査対象機関	指摘事項等
住宅課	<b>注意事項</b> 土木使用料（県営住宅使用料）410,502,562 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

ケ 教育庁  
<企画管理部>

監査対象機関	指摘事項等
財務課	<b>注意事項</b> 特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）121,913,645 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
教育施設課	<b>注意事項</b> 千葉県立銚子商業高等学校海洋校舎長寿命化改修工事実施設計その1（体育館）（令和元年度）業務委託について、積算金額の誤り（125,400 円の過小）が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

<教育振興部>

監査対象機関	指摘事項等
文化財課	<b>指摘事項</b> 需用費の執行について、支払時期の遅延 1 件（152,255 円）及び当該遅延に伴う延滞利息（394 円）の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

コ 警察本部

監査対象機関	指摘事項等
警察本部	<b>注意事項</b> 使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 2 件（10,368 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

サ 総務部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
自動車税事務所	<b>指摘事項</b> 自動車税について、減免手続の誤りに伴い、還付加算金が発生した事例が1件(1,000円)認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

シ 健康福祉部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
香取健康福祉センター	<b>注意事項</b> 児童扶養手当について、寡婦・寡夫控除の適用誤りにより過払いとなった事例が5件(合計441,480円)認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
君津児童相談所	<b>注意事項</b> 民生費負担金(児童措置費負担金)について、令和2年3月末現在で11,248,010円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

ス 商工労働部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
産業支援技術研究所	<b>注意事項</b> 熱分析装置保守点検業務委託について、競争入札により執行すべきところ、入札によらず見積書を徴し、契約を締結している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

セ 農林水産部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
印旛農業事務所	<b>注意事項</b> 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入について、令和元年12月末現在で15,446,000円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
海匝農業事務所	<b>注意事項</b> 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和2年2月末現在で24,024,003円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

ソ 県土整備部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
東葛飾土木事務所	<p><b>注意事項</b> 河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。</p>
印旛土木事務所	<p><b>注意事項</b> 河川敷地について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。</p>
海匝土木事務所	<p><b>注意事項</b> 県単道路改良（幹線）委託（芝崎土地評価）の執行について、予定価格及び最低制限価格の誤りにより、落札者の決定を取り消した事例が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。</p>
山武土木事務所	<p><b>指摘事項</b> 道路使用料について、複数年度にわたって調定額を過大に算定し、これに係る還付が遅延したことにより、過年度分の還付金及び利息が発生している事例が7件（70,914円）認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p><b>注意事項</b> 行政代執行費用等に係る収入未済について、令和2年3月末現在で17,784,392円と多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
夷隅土木事務所	<p><b>注意事項</b></p> <p>① 特殊常温合材の購入について、競争入札により執行すべきところ、入札によらず見積書を徴し、契約を締結している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p> <p>② 河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。</p>
君津土木事務所	<p><b>注意事項</b> 河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。</p>

タ 教育委員会教育機関

監査対象機関	指摘事項等
東部図書館	<p><b>注意事項</b> 雑入（自動販売機に係る電気料金）について、複数年度にわたり調定額を誤り、過年度分を含めた差額（187,381円）を徴することとなった事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

## (3) 監査の実施状況

【普通会計（本庁） 108機関】

	実施機関名	実施年月日
総務部	秘書課、総務課、行政改革推進課、財政課、資産経営課、管財課、税務課、市町村課、政策法務課、審査情報課、学事課、情報システム課、総務ワークステーション	令和2年8月24日
総合企画部	政策企画課、国際課、報道広報課、統計課、水政課、空港地域振興課、交通計画課、男女共同参画課	令和2年8月26日
防災危機管理部	防災政策課、危機管理課、消防課、産業保安課	令和2年8月24日
健康福祉部	健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾病対策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、保険指導課、医療整備課、薬務課、衛生指導課	令和2年8月20日
環境生活部	環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環型社会推進課、廃棄物指導課、くらし安全推進課、県民生活・文化課 ＜オリンピック・パラリンピック推進局＞ 開催準備課、事前キャンプ・大会競技支援課	令和2年8月18日
商工労働部	経済政策課、経営支援課、産業振興課、企業立地課、観光企画課、観光誘致促進課、雇用労働課、産業人材課	令和2年8月18日
農林水産部	農林水産政策課、団体指導課、生産振興課、流通販売課、担い手支援課、農地・農村振興課、安全農業推進課、耕地課、畜産課、森林課 ＜水産局＞ 水産課、漁業資源課、漁港課	令和2年8月21日
県土整備部	県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産課、用地課、道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、営繕課、施設改修課 ＜都市整備局＞ 都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課	令和2年8月17日
出納局	出納局	令和2年8月17日
県議会事務局	県議会事務局	令和2年8月20日
教育庁	＜企画管理部＞ 教育総務課、教育政策課、財務課、教育施設課、福利課 ＜教育振興部＞ 生涯学習課、学習指導課、児童生徒課、特別支援教育課、教職員課、学校安全保健課、文化財課、体育課	令和2年8月25日
警察本部	警察本部	令和2年8月21日
委員会等	監査委員事務局	令和2年8月25日
	人事委員会事務局	令和2年8月26日
	労働委員会事務局	令和2年8月20日
	海区漁業調整委員会事務局	令和2年8月21日
	収用委員会事務局	令和2年8月17日

【普通会計（出先機関等） 54機関】

実施機関名		実施年月日
総務部	印旛地域振興事務所、香取地域振興事務所、安房地域振興事務所、千葉西県税事務所、松戸県税事務所、柏県税事務所、佐倉県税事務所、香取県税事務所、旭県税事務所、東金県税事務所、茂原県税事務所、館山県税事務所、木更津県税事務所、市原県税事務所、自動車税事務所	令和2年7月17日
	中央県税事務所	令和2年6月26日
	船橋県税事務所	令和2年6月30日
総合企画部	女性サポートセンター ※令和2年4月1日から健康福祉部	令和2年4月24日
健康福祉部	印旛健康福祉センター、香取健康福祉センター、君津児童相談所、富浦学園	令和2年7月17日
	東総食肉衛生検査所	令和2年5月19日
商工労働部	産業支援技術研究所	令和2年7月17日
農林水産部	印旛農業事務所	令和2年5月15日
	海匝農業事務所	令和2年6月9日
	安房農業事務所	令和2年4月23日
	君津農業事務所	令和2年5月13日
	中央家畜保健衛生所	令和2年4月21日
	中部林業事務所	令和2年6月4日
	館山水産事務所	令和2年4月23日
	銚子漁港事務所	令和2年5月29日
県土整備部	千葉土木事務所	令和2年4月24日
	東葛飾土木事務所	令和2年7月8日
	印旛土木事務所	令和2年6月18日
	香取土木事務所	令和2年7月7日
	銚子土木事務所	令和2年5月29日
	海匝土木事務所	令和2年6月9日
	山武土木事務所	令和2年7月17日
	夷隅土木事務所	令和2年6月2日
	君津土木事務所	令和2年5月13日
	千葉港湾事務所	令和2年4月24日
	木更津港湾事務所	令和2年5月13日
	木更津区画整理事務所	令和2年6月4日
	印旛沼下水道事務所、江戸川下水道事務所	令和2年4月21日
教育庁教育事務所	北総教育事務所	令和2年5月15日
教育委員会教育機関	東部図書館	令和2年5月19日
	中央博物館	令和2年7月17日
	関宿城博物館	令和2年5月21日
警察署	千葉中央警察署	令和2年6月26日
	市川警察署	令和2年5月15日
	松戸警察署	令和2年5月21日
	成田警察署	令和2年6月9日

## 2 公営企業会計

監査を実施した23機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…9機関)

### (1) 指摘等結果の概要

#### ア 指摘事項 (4件)

- ・ 支払遅延等について、再発防止を求めたもの・・・2件
- ・ 前渡資金の精算手続の漏れ等について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 工事に係る積算金額の誤りについて、適正な積算を求めたもの・・・1件

#### イ 注意事項 (9件)

- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・4件
- ・ 未収金の管理について、早期の債権回収への取組を求めたもの・・・1件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 専決区分等の誤りについて、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 過大支出等について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 行政資産の管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

#### ウ 指導事項 (18件)

- ・ 財産の管理に係るもの・・・4件
- ・ 未収金に係るもの・・・4件
- ・ 契約事務に係るもの・・・3件
- ・ 労働時間の管理に係るもの・・・2件
- ・ 収入事務に係るもの・・・2件
- ・ 帳簿の管理に係るもの・・・1件
- ・ 予算執行に係るもの・・・1件
- ・ 支出事務に係るもの・・・1件

### (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

#### ア 企業局

<水道部>

監査対象機関	指摘事項等
浄水課	<b>注意事項</b> 支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件(169,138,000円)、1か月以上6か月未満遅延している事例が1件(194,515,000円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
給水課	<b>注意事項</b> 平成24年度配水管整備工事等で発生した不用品の売買契約について、13,744,970円と多額の未収金が発生しており、債権発生から7年以上も経過していることから、早期の債権回収に向けて積極的に取り組むこと。



<土地管理部>

監査対象機関	指摘事項等
資産管理課	<p><b>指摘事項</b> 前渡資金について精算手続をしていなかったことに加え、返納手続がされなかったことにより、残金(21,362円)を次年度会計に繰り越している事例が認められたことから、今後は適正な処理を行うこと。</p> <p><b>注意事項</b> 産業廃棄物の運搬について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める必要条項を欠いた契約書を作成している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

イ 企業局出先機関

監査対象機関	指摘事項等
施設整備センター	<p><b>指摘事項</b> ちば野菊の里浄水場(第2期)高度浄水処理施設築造工事について、積算金額の誤り(9,223,200円の過大)が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。</p>
君津工業用水道事務所	<p><b>指摘事項</b> 負担金の精算還付等について、長期間の支払遅延(遅延額20,950,286円)や専決区分の誤り等、不適正な事務手続が認められたことから、今後はこのような事態が二度と発生しないよう、再発防止に努めること。</p>

ウ 病院局出先機関

監査対象機関	指摘事項等
がんセンター	<p><b>注意事項</b></p> <p>① 前回の監査に続き、備消耗品費の執行において、支出負担行為手続が遅延している事例が極めて多い実態が認められたことから、今後はより一層適正な事務手続を行うこと。</p> <p>② 雑損失について、病院局財務規程の運用を誤った予算執行(専決区分、支出起票の誤り)が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
こども病院	<p><b>指摘事項</b> 平成31年3月分の電気料金について、支払遅延により、延滞金が発生したことから、今後は適切な予算執行管理を行い、再発防止に努めること。</p> <p><b>注意事項</b> 医業費用の執行において、支出負担行為が遅延している事例が極めて多く、中には6か月以上遅延していた実態も認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

監査対象機関	指摘事項等
循環器病センター	<p><b>注意事項</b></p> <p>① 物品管理業務委託料において、37,908,000円の過大支出を発生させた上、相手からの返納手続に事実確認から3週間以上もの期間を要していたことから、今後は確認を徹底して再発防止に努めるとともに、迅速かつ適正な事務手続を行うこと。</p> <p>② 医業費用の執行において、前回の監査に続き、支出負担行為手続が遅延している事例が認められたことから、今後は処理手続を見直すなど工夫を図り、一層適正な事務手続を行うこと。</p>
佐原病院	<p><b>注意事項</b></p> <p>行政資産使用許可に係る光熱水費について、過去の監査で問題になっているにもかかわらず、事務ミスにより新たな未納が発生する等、適正を欠く実態が認められたことから、今後は適正な事務手続に努めること。</p>

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（本庁）13機関】

実施機関名		実施年月日
企業局 管理部	総務企画課、業務振興課、財務課、経理課	令和2年7月20日
水道部	計画課、浄水課、給水課	
工業用水部	工業用水管理課、施設設備課	
土地管理部	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課	
病院局	経営管理課	令和2年7月21日

【公営企業会計（出先機関）10機関】

実施機関名		実施年月日
企業局	船橋水道事務所、施設整備センター	令和2年4月21日
	市川水道事務所	令和2年5月15日
	君津工業用水道事務所	令和2年6月4日
病院局	がんセンター	令和2年8月26日
	救急医療センター	令和2年6月30日
	精神科医療センター	令和2年6月9日
	こども病院	令和2年6月18日
	循環器病センター	令和2年6月2日
	佐原病院	令和2年7月7日

### 第3 令和元年度会計監査の結果について

令和元年度会計の監査は令和元年9月から令和2年8月までの期間において、普通会計448機関、公営企業会計36機関について実施してきたところである。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…普通会計：64機関、公営企業会計：12機関)

各会計の指摘事項等の結果は、普通会計では指摘事項が13件、注意事項が59件であり、平成30年度会計と比較し、指摘事項は3件、注意事項は18件、それぞれ減少した。一方、公営企業会計では、指摘事項が4件、注意事項が11件であり、平成30年度会計と比較し、指摘事項は2件、注意事項は9件、それぞれ増加しており、一層の対応が求められる。また、比較的軽微な事案である指導事項は、普通会計で189件、公営企業会計で23件となっており、いずれも前年度と同様であり依然として多い状況にある。

こうした不適切な事例が発生する多くは、関係法令や財務規則等の確認を怠ったことや、所属内でのチェック体制、進捗管理の不備などが主な原因となっている。

関係機関にあつては組織内での再発防止策を確実に実施するとともに、各機関にあつては、監査における指摘等の事例を参考にしつつ、内部統制制度上の観点から、業務プロセス上のリスクの識別・評価を適切に行うなどして、対応を徹底していく必要がある。

なお、具体的な指摘事項としては、普通会計では、業務完了後に契約手続を行うなど不適切な契約を行った事例や、支払時期や還付時期が遅延したことに伴い延滞利息等が発生した事例などが認められた。公営企業会計では、工事に関し過大積算を行った事例、支払時期や還付時期が遅延したことに伴い延滞利息等が発生した事例などが認められた。

#### 【参考】指摘事項等事由別件数

##### 1 普通会計

※（ ）内は前年度の件数

項目		指摘事項	注意事項	指導事項
歳入	収入未済	0 (0)	24 (22)	36 (40)
	調定の時期	0 (3)	2 (1)	29 (13)
	その他収入事務	1 (0)	4 (2)	17 (27)
歳出	支出負担行為の時期	0 (0)	1 (6)	54 (47)
	契約事務	3 (2)	6 (7)	5 (5)
	工事等の積算	1 (5)	4 (6)	1 (4)
	その他の支出事務	3 (5)	3 (4)	13 (12)
財産の管理		0 (0)	5 (6)	16 (17)
個人情報等の紛失等		1 (0)	6 (15)	2 (1)
内部統制		1 (1)	0 (4)	0 (0)
その他		3 (0)	4 (4)	16 (15)
計		13 (16)	59 (77)	189 (181)

##### 2 公営企業会計

※（ ）内は前年度の件数

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
未収金	0 (0)	1 (0)	4 (3)
収入事務	0 (1)	2 (0)	2 (1)
支出事務	3 (0)	5 (0)	1 (9)
契約事務	0 (0)	1 (0)	4 (3)
工事の設計積算	1 (0)	0 (0)	0 (0)
財産管理	0 (1)	1 (2)	6 (3)
その他	0 (0)	1 (0)	6 (3)
計	4 (2)	11 (2)	23 (22)

